平成２１年（フ）第１６０号
秋田県横手市十文字町字曙町10番地１
債務者　小川三喜男
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１８３号
秋田県横手市朝日が丘２丁目10番６号
債務者　藤原　文廣
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　忠治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３７５号
横浜市中区簑沢13番地95　パークウェイハイツ101号室
債務者　丸山　智行
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芳野　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東170番地
債務者　上原　伸一
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３１７号
釧路市新川町17番621号　新川Ｓ５―621号
債務者　渡邊　広子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅地　　理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午後４時20分
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６４号
大分県速見郡日出町大字豊岡6100番地328
債務者　賀川　　洋
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
大分県日田市大字上野484番地
債務者　梶原　國廣
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第７３号
大分県日田市大字上野484番地
債務者　梶原ひとみ
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市牛川通３丁目４番地の13―202
債務者　中村多実子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５１号
三重県四日市市西富田町338番地２
債務者　笠井　孝晃
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　　功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６６２号
愛知県春日井市上条町６丁目3710番地10　ロイヤルビィレッジアルプス305号
債務者　平山志朗こと　鄭　　志朗
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２３号
函館市東山町２丁目17番44号
債務者　外崎　正行
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２４号
函館市川原町１番23号
債務者　外崎　　忍
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８８号
北海道二海郡八雲町東雲町12番地の40
債務者　千葉　未来
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９１号
函館市千代台町16番５号
債務者　山口かずみ（旧姓菅原）
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
函館市日乃出町24番10号
債務者　中川　正二
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２２８号
群馬県太田市東長岡町185番地１　エトワールハイツ205号
債務者　古田　光伸
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３１号
群馬県邑楽郡大泉町富士１丁目15番11号
債務者　北村　一紀
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所太田支部